白岡市の介護保険の運営状況について (令和6年度実績)



令和7年7月30日(水)

1 本市における高齢化の状況(今和7年4月1日現在)

- ○65歳以上の高齢者人口は、**15,020人**となっており、全人口 (52,325人)に占める割合は、**28.71%**となりました。
- 〇引き続き、後期高齢者(75歳以上)人口の増加が顕著であり、 令和5年度との比較では**327人増加し 8,627人に**、全人口 に占める割合は、**16.49%で約6人に1人**が該当しています。



今後も介護認定者数、介護給付費のさらなる増加により、介護保険の厳しい制度運営が予測されます。

2 要介護認定の状況(今和7年4月1日現在)

○要介護及び要支援認定者数は**2,521人**となっており、一貫して増加しています。

	令和5年度	令和6年度
認定者数	2,317人	2,521人

〇要介護1から5の認定者数は**1,913人**であり、中でも要介護1及び要介護2の認定者が**1,062人**と半数以上を占めています。



認定申請数も増加しており、申請から認定までの期間の短縮が課題となっています。

3 介護サービス受給者数(令和7年4月1日現在)

〇介護サービスを受けている受給者数は**2,095人**であり、 要介護(要支援)認定者の**83.1%**となっています。

〇居宅介護(介護予防)サービス受給者が最も多く、施設サービス受給者、地域密着型(介護予防)サービス受給者の順となっています。

居宅介護サービス受給者	1,517人
施設サービス受給者	366人
地域密着型サービス受給者	212人



3 介護サービス受給者数(令和7年4月1日現在)

〇居宅介護(介護予防)サービス

居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなど (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、デイサービス、デイケア 等)

○施設介護サービス

施設に入所して介護やリハビリを受けるサービス (特別養護老人ホーム、老人保健施設 等)



〇地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスを提供(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護等)

4 保険給付額(令和6年度)

市全体の介護保険給付は、36億6,651万3,477円であり、令和5年度と比較して約1億4,265万円(約4%)増加しています。

《主なサービスの給付額》

- 〇居宅介護サービス給付費
- 〇施設介護サービス給付費
- 〇地域密着型サービス給付費
- 〇居宅介護サービス計画給付費
- 〇居宅介護住宅改修費
- 〇居宅介護福祉用具購入費

14億6,106万7,334円 12億3,430万7,463円 5億1,569万3,971円 1億9,732万1,141円 814万762円

466万8,812円

5 介護保険料(令和6年度から令和8年度まで)

〇第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から 令和8年度まで)の介護保険料基準額(年額)は、 65,800円となっています。

〇第8期計画期間(令和3年度から令和5年度まで)の介護保険料基準額(年額)は、59,000円となっており、6,800円の増額となっています。(増加率11.5%)

会和7年4月から

■令和6~8年度の介護保険料

所得段階の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける 基準となる金額が80万円から80.9万円に変わりました。

所得段階	対象となる人		調整率	保険料(年額)	
第1段階	●生活保護受給者の人 ●老齢福祉年金*1受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 80.9万円以下の人		基準額× 0.285	18,700円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で		80.9万円超 120万円以下の人	基準額× 0.485	31,900円
第3段階	前年の課税年金収入額と 合計所得金額*2の合計が		120万円超の人	基準額× 0.685	45,100円
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、		80.9万円以下の人	基準額× 0.90	59,300円
第5段階	本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が		80.9万円超の人	基準額× 1.00	65,800円 (基準額)
第6段階		120万円表	 未満の人	基準額× 1.20	79,000円
第7段階		120万円以	以上165万円未満の人	基準額× 1.35	88,900円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	165万円以	以上210万円未満の人	基準額× 1.40	92,200円
第9段階		210万円以	以上265万円未満の人	基準額× 1.60	105,400円
第10段階		265万円以	以上320万円未満の人	基準額× 1.65	108,700円
第11段階		320万円以	以上360万円未満の人	基準額× 1.75	115,300円
第12段階		360万円以	以上400万円未満の人	基準額× 1.80	118,600円
第13段階		400万円以	以上450万円未満の人	基準額× 1.85	121,900円
第14段階		450万円以	以上500万円未満の人	基準額× 1.90	125,100円
第15段階		500万円以	以上550万円未満の人	基準額× 2.10	138,300円
第16段階		550万円以	以上600万円未満の人	基準額× 2.20	144,900円
第17段階		600万円以	以上の人	基準額× 2.30	151,500円

※所得段階は市区町村によって異なりますので、保険料通知などで確認してください。

※1 老齢福祉年金

明治44年(1911年)4月 1日以前に生まれた人、また は大正5年(1916年)4月1 日以前に生まれた人で一定 の要件を満たしている人が 受けている年金です。

※2 介護保険料の合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1~5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を担除した金額を用います。

6 介護保険料の調定額と収納額(今和6年度)

- ○令和6年度の現年度分と滞納繰越分を合わせた介護保険料の調定額は、10億8,058万1,200円であり、収納額は10億7,032万1,600円でした。
- 〇令和6年度における介護保険料の収納率は99.05%でした。 特別徴収の収納率は100%である一方、普通徴収では、96.55%となっており、普通徴収における収納率の向上が、引き続き課題となっています。
 - *調定額:介護保険料として、いくら収入するべきかを市が決定した額のことです。
 - *収納額:介護保険料が市に納められた額のことです。
 - *特別徴収:年金からの天引きにより保険料を納めることです。
 - *普通徴収:市から送付された納付書または口座振替により保険料を納めることです。

6 介護保険料の調定額と収納額(今和6年度)

- 〇前年度の令和5年度と比較して、令和6年度は収納額が 1億3,944万5,400円(15.0%)増加しています。
- 〇前年度比較で、未納額は、29万5,500円(3.0%)増加 しています。

	令和5年度	令和6年度
収納額	930,876,200円	1,070,321,600円
未納額	9,964,100円	10,259,600円

7 滞納整理徴収実績(令和6年度)

〇令和6年度に3回実施した滞納整理における介護保険料の催告額は、合計1,258万8,100円であり、 徴収金額は合計105万600円(徴収率8.3%)となっています。

*催告額:滞納者に対し、介護保険料の支払いを促す文書を送付した金額



公平性の観点から、介護保険の滞納整理に努め、徴収率の向上に努めてまいります。

- 〇被保険者が要介護状態・要支援状態となることを防止するとともに、 要介護状態となった場合でも、社会に参加しつつ、可能な限り地域で自 立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、 市が行う事業です。
 - ·介護予防·日常生活支援総合事業
 - •包括的支援事業
 - ·任意事業



〇介護予防・日常生活支援総合事業

市が行う介護予防の取組で、介護サービス事業者が提供するサービスに加えて、住民などによる多様なサービスが利用できます。

	令和5年度	令和6年度
訪問介護	633人	699人
訪問型サービスA	1人	3人
通所介護	1,270人	1,307人
通所型サービスA	565人	745人

○包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

包括的支援事業とは、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、 介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメ ント支援などを包括的に行う事業のことです。これらの事業は、地域包括 支援センターが市町村からの一括委託により実施されます。

【地域包括支援センター】

本市を「日勝圏域」及び「篠津・大山圏域」に分け、1か所ずつ地域包括 支援センターを設置し、地域の高齢者の暮らしや健康等を総合的に支援 しています。

○地域包括支援センターの業務

<u>介護予防ケアマネジメント</u>:要支援1・2と認定された人などが自立して生活できるように介護予防の支援をします。

権利擁護:虐待の早期発見や成年後見制度の紹介、消費者被害などに対応します。

総合相談:介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他のお困りごとの相談に 対応します。

包括的・継続的ケアマネジメント:暮らしやすい地域づくりのために、様々な機関とのネットワークを作り調整します。また、ケアマネージャーの支援も行います。

	令和5年度	令和6年度
介護予防ケアマネジメント	1, 552件	1,685件
権利擁護	2 7 件	5 1 件
総合相談	1,219件	2, 250件

○包括的支援事業(認知症総合支援事業)

認知症初期集中支援チーム 令和5年度:1件 令和6年度:1件

専門職(医師、保健師、看護師等の医療専門職、介護系専門職)で構成されたチームによって、 早期に認知症の診断を行い、速やかに適切な医療や介護が受けられるよう認知症高齢者の 初期対応ができる体制を構築しています。

はいかい高齢者等家族支援事業 令和5年度:7件 令和6年度:0件

認知症状や高次脳機能障害等によるはいかい行為がみられる方が、行方不明になった場合に、早期発見・事故の未然防止、その家族の精神的負担の軽減を図るため、QRコード付きのステッカーを配布しました。

〇任意事業

紙おむつ等給付事業

介護をしているご家族の経済的負担の軽減を図るため、要介護認定を受けた高齢者の世帯を対象に紙おむつを支給しました。

	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	1, 841人	1,778人
おむつ給付数	4,017セット	3, 969セット

「配食サービス事業」

在宅で生活をする方のうち、老衰、傷病等の理由により食事の調理が困難である高齢者の方を対象に、安否確認も含めた食事の提供をしました。

	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	409人	395人
延べ配食数	5,073食	4,623食

〇任意事業

「緊急時通報システム事業」

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方が、日常での緊急事態における不安を解消できるよう、ボタン一つで緊急通報ができる専用装置を貸与しました。

	令和5年度	令和6年度
利用台数	3 1 0 台	313台